

(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるように、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

1 雇入れ・離職時の届出

P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2 適切な雇用管理

P8～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

外国人の雇用に関するQ&A	・・・	P15
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	・・・	P15
在留資格一覧表	・・・	P16
高度人材に対するポイント制について	・・・	P17
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	・・・	P18



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)
第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

① 雇用保険の被保険者となる外国人について届け出る場合

→ P.3～P.4をご確認ください。

② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届け出る場合

→ P.5をご確認ください。

●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)又は指定書などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

→ P.6をご確認ください。

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

● 届出の方法について ② 《 外国人雇用状況届出書〈様式第3号〉》

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合（雇入れ時・離職時）

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れ又は離職年月日 ⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。
●届出方法	外国人雇用状況届出書（様式第3号）に、上記①～⑨の届出事項を記載して届けてください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html
●届出先	当該外国人が勤務する事業所施設（店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届けてください。
●届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

●外国人雇用状況届出書の見本

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇入れ
に係る外国人雇用状況届出書
離職

フリガナ（カタカナ）
①外国人の氏名（ローマ字）
姓 名 ミドルネーム
②①の者の在留資格
③①の者の在留期間（期限）（西暦）
年 月 日 まで
④①の者の生年月日（西暦）
年 月 日
⑤①の者の性別
1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域
⑦①の者の資格外活動許可の有無
1 有 ・ 2 無

雇入れ年月日（西暦）
年 月 日
離職年月日（西暦）
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

必要事項を記入

事業所の名称、所在地、電話番号等
事業主
（名称）
（所在地）
主たる事務所（名称）
（所在地）
氏名
（印）
雇入れ又は離職に係る事業所
雇用保険適用事業所番号
①の者が主として左記以外の事業所で勤務する場合
T E L
T E L
社会保険労務士記載欄
作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示
氏名
（印）
公共職業安定所長 殿

届出事項を記入

「② ①の者の在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
また、在留資格が「特定技能」の場合には分野、「特定活動」の場合は活動類型も記入してください。

● 届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届け出の必要はありません。

届出事項の記載方法

①	氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、 必ず本名 を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。				
②	在留資格	在留カードの②「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。 在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で、それぞれ確認し、届出用紙の在留資格記載欄に、以下のいずれかを記載してください。 <table><tr><td> ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備） </td><td> ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業） </td></tr><tr><td> ●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） </td><td> ●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他） </td></tr></table>	●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備）	●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）	●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野）	●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他）
●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備）	●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）					
●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野）	●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他）					
③	在留期間	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。				
④ ⑤ ⑥	生年月日 性別 国籍・地域	在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。				
⑦	資格外活動許可の有無	資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。				

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）

在留カード例（裏面）

※1 上陸許可証印

※2 指定書

※3 資格外活動許可書

※4 資格外活動許可証印

「在留カード」について

出入国管理及び難民認定法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者（※5）に「在留カード」が交付されます。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

インターネットによる届出について

●インターネットでも外国人雇用状況届出の申請（電子届出）を行うことができます。インターネット上で「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方」又は「申請等をご利用の方へ」のページ内にある「外国人雇用状況届出」から利用することができます。その他、大卒等就職情報WEB提供サービスの「企業メニュー」からもリンクしています。

このバナーが目印です

外国人雇用状況届出

※これまでに「様式第3号」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザID及びパスワードを取得することはできません。お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問い合わせください。

2 外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための指針

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

◆ 指針の主な内容 ◆

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましょう。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

◆ 指針の基本的な考え方 ◆

事業主は外国人労働者について、

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

●外国人労働者の募集及び採用の適正化

1 募 集	・ 募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用等について、書面の交付等により明示すること。【※】 ・ 特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航・帰国費用の負担や住居の確保等、募集条件の詳細について、あらかじめ明確にしよう努めること。 ・ 外国人労働者のあっせんを受ける場合、許可又は届出のある職業紹介事業者より受けるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けないこと。なお、職業紹介事業者が違約金又は保証金を労働者から徴収することは職業安定法違反であること。 ・ 国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合、違約金又は保証金の徴収等を行う者を取次機関として利用する職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと。 ・ 職業紹介事業者に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。 ・ 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】
2 採 用	・ 採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。 ・ 在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めること。

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●適正な労働条件の確保

1 均等待遇	労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。
2 労働条件の明示	労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、書面の交付等により明示すること。その際、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【※】
3 賃金の支払い	- 最低賃金額以上の賃金を支払うとともに、基本給、割増賃金等の賃金を全額支払うこと。 - 居住費等を賃金から控除等する場合、労使協定が必要であること。また、控除額は実費を勘案し、不当な額とならないようにすること。
4 適正な労働時間の管理等	- 法定労働時間の遵守等、適正な労働時間の管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めること。 - 労働時間の状況の把握に当たっては、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法によるものとする。 - 労働基準法等の定めるところにより、年次有給休暇を与えるとともに、時季指定により与える場合には、外国人労働者の意見を聴き、尊重するよう努めること。
5 労働基準法等の周知	労働基準法等の定めるところにより、その内容、就業規則、労使協定等について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。
6 労働者名簿等の調整	労働者名簿、賃金台帳及び年次有給休暇簿を調整すること。
7 金品の返還等	外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。
8 寄宿舎	事業附属寄宿舎に寄宿させる場合、労働者の健康の保持等に必要な措置を講ずること。
9 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保 (平成32年4月1日から適用)	- 外国人労働者についても、短時間・有期労働法又は労働者派遣法に定める、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差や差別的取扱いの禁止に関する規定を遵守すること。 - 外国人労働者から求めがあった場合、通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明すること。【※】

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●安全衛生の確保

1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。【※】
2 労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
3 労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
4 健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより、健康診断、面接指導、ストレスチェックを実施すること。
5 健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等による健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
6 母性保護等に関する措置の実施	女性である外国人労働者に対し、産前産後休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講ずること。
7 労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

●労働・社会保険の適用等

1 制度の周知及び必要な手続きの履行等	- 労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人労働者が理解できる方法により周知に努めるとともに、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとること。 - 外国人労働者が離職した際、被保険者証を回収するとともに、国民健康保険及び国民年金の加入手続が必要になる場合はその旨を教示するよう努めること。 - 健康保険及び厚生年金保険が適用にならない事業所においては、国民健康保険・国民年金の加入手続について必要な支援を行うよう努めること。 - 労働保険の適用が任意の事業所においては、外国人労働者を含む労働者の希望等に応じ、労働保険の加入の申請を行うこと。
---------------------	---

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

2 保険給付の請求等についての援助	- 外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。 - 労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者やその家族等からの相談に応ずることとともに、必要な援助を行うよう努めること。 - 外国人労働者が病気、負傷等（労働災害によるものを除く）のため就業することができない場合には、健康保険の傷病手当金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 - 傷病によって障害の状態になったときは、障害年金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 - 公的年金の加入期間が6ヵ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨や、請求を検討する際の留意事項について説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。
--------------------------	--

●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

1 適切な人事管理	- 外国人労働者が円滑に職場に適応できるよう、社内規程等の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。 - 職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保等、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境の整備に努めること。
2 生活支援	- 日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行うとともに、地域社会における行事や活動に参加する機会を設けるように努めること。 - 居住地周辺の行政機関等に関する各種情報の提供や同行等、居住地域において安心して生活するために必要な支援を行うよう努めること。
3 苦情・相談体制の整備	外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置等、体制を整備し、日本における生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努めるとともに、必要に応じ行政機関の設ける相談窓口についても教示するよう努めること。
4 教育訓練の実施等	教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。
5 福利厚生施設	適切な宿泊の施設を確保するように努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、十分な機会が保障されるように努めること。

6 帰国及び在留資格の変更等の援助	・ 在留期間が満了し、在留資格の更新がなされない場合には、雇用関係を終了し、帰国のための手続の相談等を行うよう努めること。 ・ 外国人労働者が病気等やむを得ない理由により帰国に要する旅費を支弁できない場合には、当該旅費を負担するよう努めること。 ・ 在留資格の変更等の際は、手続に当たっての勤務時間の配慮等を行うよう努めること。 ・ 一時帰国を希望する場合には、休暇取得への配慮等必要な援助を行うよう努めること。
7 外国人労働者と共に就労する上で必要な配慮	・ 日本人労働者と外国人労働者とが、文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるよう努めること。

●解雇等の予防及び再就職の援助

1 解雇	・ 事業規模の縮小等を行う場合であっても、外国人労働者に対して安易な解雇を行わないようにすること。
2 雇止め	・ 外国人労働者に対して安易な雇止めを行わないようにすること。
3 再就職の援助	・ 外国人労働者が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合により離職する場合において、当該外国人労働者が再就職を希望するときは、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めること。
4 解雇制限	・ 外国人労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間等、労働基準法の定めるところにより解雇が禁止されている期間があることに留意すること。
5 妊娠、出産等を理由とした解雇の禁止	・ 女性である外国人労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならないこと。また、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

●労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

1 労働者派遣	・ 派遣元事業主は、労働者派遣法を遵守し、適正な事業運営を行うこと。 ・ 従事する業務内容、就業場所、派遣する外国人労働者を直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を派遣する外国人労働者に明示する ・ 派遣先に対し、派遣する外国人労働者の氏名、雇用保険及び社会保険の加入の有無を通知する 等 ・ 派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは外国人労働者に係る労働者派遣を受けないこと。
----------------	--

2 請負	・ 請負を行う事業主にあっては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守すること。 ・ 雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所内である場合には、当該注文主が当該外国人労働者の使用者であるとの誤解を招くことのないよう、当該事業所内で業務の処理の進行管理を行うこと。また、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活支援等の職務を行わせること。 ・ 外国人労働者の希望により、労働契約の期間をできる限り長期のものとし、安定的な雇用の確保に努めること。
●外国人労働者の雇用労務責任者の選任	
外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任すること。	
●外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置	
1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項	・ 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。
2 技能実習生に関する事項	・ 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。
3 留学生に関する事項	・ 新規卒卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るためには留学生の採用も効果的であることに留意すること。 ・ 新規卒卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 ・ インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 ・ アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。

この指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策

●募集・採用時において

(Q1) 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。	求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。 また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。
(Q2) 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。	外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります。 また、採用決定後に在留カード等の提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとしてください。 なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外です。

●外国人雇用状況の届出について

(Q3) 雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。	在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。
(Q4) 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。	指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。
(Q5) 短期のアルバイトで雇い入れた外国人の届け出は必要ですか。	必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。
(Q6) 届出期限内に同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出することはできますか。	可能です。届出様式は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。
(Q7) 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。	対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を得ていることも確認してください。

●社会保険などについて

(Q8) 外国人を雇用した場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。	労働保険や社会保険については、国籍に関わらず適用になります。
---	---------------------------------------

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

ご相談時の主な
アドバイス内容

- 労務管理、労働条件において、日本人と同じように対応しているかについて
- 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- 職場環境、生活環境への配慮について

※在留資格ごとに在留期間が定められています（平成31年4月1日現在）

●就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教 授	日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	大学教授等
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	作曲家、画家、著述家等
宗 教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う 自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など	5年（1号）又は無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことが出来ないとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、4月又は3月	企業等の経営者・管理者
法 律 ・ 会 計 業 務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	医師、歯科医師、看護師
研 究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文 知 識 ・ 国 際 業 務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年又は3月	外国の事業所からの転勤者
介 護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	介護福祉士
興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月又は15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技 能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）又は熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年（2号）、1年、6月又は4月（1号）	特定産業分野（左記14分野（2号は建設、造船・船用工業のみ））の各業務従事者

●身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永 住 者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日 本 人 の 配 偶 者 等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永 住 者 の 配 偶 者 等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年又は6月	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	日系3世等

●その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技 能 実 習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
特 定 活 動 EPAに基づく 外国人看護師・介護福祉士候補者、 ワーキングホリデー など	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P6※2を参照して下さい）。	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

●就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。
（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

※在留資格については、法務省地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

参 考

高度人材に対するポイント制について

ポイント制とは高度人材（就労が認められている外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる外国人）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

制度の詳しい内容は法務省出入国在留管理庁のホームページを参照してください。

参考 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧

外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーでは、専門的・技術的分野の外国人や外国人留学生を積極的に採用したい事業主の方からのご相談に無料で応じておりますので、ご活用ください。

専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

外国人雇用サービスセンター		所在地	電話番号
東京	東京外国人雇用サービスセンター	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03-5339-8625
愛知	名古屋外国人雇用サービスセンター	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階	052-855-3770
大阪	大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階	06-7709-9465
福岡	福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 ※ 2019年8月開設予定 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608

留学生の採用に関するご相談

新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）		所在地	電話番号
北海道	札幌新卒応援ハローワーク	〒060-0721 札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル5階	011-200-9923
宮城	仙台新卒応援ハローワーク	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12階	022-726-8055
茨城	土浦新卒応援ハローワーク	〒300-0805 土浦市穴塚1838土浦労働総合庁舎2階	029-822-5124 (32#)
埼玉	埼玉新卒応援ハローワーク	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル6階	048-650-2234
千葉	千葉新卒応援ハローワーク	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181 (45#)
千葉	まつど新卒応援ハローワーク	〒271-0092 松戸市松戸1307-1松戸ビル3階	047-367-8609 (48#)
東京	東京新卒応援ハローワーク	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03-5339-8609
神奈川	横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045-312-9206
新潟	新潟新卒応援ハローワーク	〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18新潟KSビル2階	025-241-8609
石川	金沢新卒応援ハローワーク	〒920-0935 金沢市石川4-17-1石川県本多の森庁舎1階	076-261-9453
静岡	静岡新卒応援ハローワーク	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル9階	054-654-3003
愛知	愛知新卒応援ハローワーク	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25ヤマイチビル9階	052-855-3750
三重	みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 三重県津市羽所町700アスト津3階	059-229-9591
京都	京都新卒応援ハローワーク	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ西館3階	075-280-8614
大阪	大阪新卒応援ハローワーク	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル18階	06-7709-9455
兵庫	神戸新卒応援ハローワーク	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー12階	078-361-1151
岡山	おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階	086-222-2904
広島	広島新卒応援ハローワーク	〒730-0011 広島市中区基町12-8宝ビル6階	082-224-1120
香川	高松新卒応援ハローワーク	〒760-0054 高松市常盤町1-9-1しごとプラザ高松内	087-834-8609
福岡	福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608
長崎	長崎新卒応援ハローワーク	〒852-8108 長崎市川口町13-1長崎西洋館3階	095-819-9000



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお気軽にお問い合わせください。